



HOFFMANN EITLE

東欧（チェコ・ポーランド・ハンガリー・スロバキア）における 知財訴訟制度について

—JETRO 向け報告書—

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2022年2月発行 禁無断転載

本レポートは、特許庁委託事業により、Hoffmann Eitle Patent- und Rechtsanwälte PartmbB が英語にて作成した原文について、JETRO が日本語訳を作成したものです。

この日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。

本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

また、本レポートの内容を利用するにあたっては、本レポートの末尾に記載された免責事項についてもご参照いただくようお願いいたします。

なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

目次

各国への質問事項.....	3
報告書.....	4
1. チェコ共和国 (CZ)	4
2. ハンガリー (HU)	11
3. ポーランド共和国 (PL)	18
4. スロバキア共和国 (SK)	24

各国への質問事項

1. 特許訴訟はいずれの裁判所が管轄するのか。
2. 特許訴訟手続きの第一審は通常、どのくらいの期間を要し、どのような形式で行われるのか。
3. 裁判所や政府機関は、特許権の侵害・無効・執行不能の訴えを同時に扱うのか、それとも、無効や執行不能の訴えは、分離手続きにおいて提起されなければならないのか。
4. 特許権の直接侵害に相当する行為とはどのようなものか。
5. 特許権の間接侵害や幫助侵害という考え方は存在するのか。存在するのであれば、そうした形の侵害にはどのような要素があるのか。
6. 特許権侵害に対する主な抗弁にはどのようなものが挙げられるか。
7. 特許を無効とする主な根拠にはどのようなものが挙げられるか。
8. 特許権者は、係属中の特許の補正を求めることができるのか。
9. 特許訴訟手続きにおいて技術的問題はどのように取り扱われるのか。
10. 特許訴訟手続きの開始前か係属中に、何らかの形での証拠開示手続き／公開や裁判所の指示による証拠押収／保全（証拠差押え等）が行われることはあるのか。
11. 異議申立手続きのシステムはあるのか。ある場合、特許訴訟システムとはどのように関わり合うのか。
12. 特許訴訟を開始する前に充足しておかねばならない手続き上の重要なステップにはどのようなものが挙げられるか。訴訟を開始するにあたって何らかの出訴期間はあるのか。
13. 特許権者が貴国の法域においてその権利の行使を求める場合、どのような選択肢が用意されているのか（特に国境措置）。
14. 特許権侵害訴訟を提起する適格性を有するのはどのような当事者か。特許ライセンシー（実施権被許諾者）は、どのような状況下であれば訴訟を提起する適格性を有するのか。
15. 特許訴訟手続きにおいて仮差止命令（PI）を申請することは可能か。
16. 特許権侵害に対する最終的な救済措置（金銭的および非金銭的）にはどのようなものが挙げられるか。このうち、最も一般的に求められる措置、最も一般的に命じられる措置は何か。
17. 特許権侵害の損害賠償額は何に基づいて算定するのか。追加的または懲罰的損害賠償金を獲得することは可能か。
18. 敗訴当事者は、何に基づいて、どのような上訴手続きを取ることが可能か。
19. 特許権侵害訴訟手続きは通常、どのくらいの期間を要するのか。
20. 当事者は、第一審判決、仮差止命令申請、上訴手続きへと事件を進めていく上で、どのくらいの費用が発生すると考えておくべきか。

報告書

1. チェコ共和国 (CZ)

1.1. 特許訴訟はいずれの裁判所が管轄するのか。

特許関連の紛争において第一審を審理する唯一の管轄裁判所はプラハ市裁判所である。控訴審はすべてプラハ高等裁判所で審理するが、非常上告は最高裁判所が、違憲審査の申立ては憲法裁判所で審理する（最初の非常上告の審理を経ずに、違憲審査の申立てがなされる場合もある）。

同市裁判所での手続きは、複数の裁判官から成る合議体（「セネット (senate)」）が審理する。同裁判所には知的財産（知財）専任のセネットが複数ある。ただし、裁判官は全員、法律家ではあるが、技術的専門知識を有してはいる。技術的な問題を解決するにあたって裁判所が依拠するのは法廷専門家である。本案手続きが全面的に開始される前に仮差止め命令（PI）に関する事件が申し立てられた場合は、（セネット長の立場にある）裁判官 1 名がその PI の申請について決定を下す。

プラハ高等裁判所では裁判官の合議体が知財事件を審理するが、いずれの裁判官も技術的経験の有していない法律家である。最高裁判所と憲法裁判所には知財専任の裁判官は在籍していない。

産業財産庁（Industrial Property Office : IPO）は、特許権を抹消する、すなわち、取り消すことのできる唯一の機関である。IPO には侵害の有無について意見を求めることも可能であり、IPO は、対象となる物または方法が特許権の保護範囲内に入るかどうかを判断する。いずれの場合も、第一審判決は、技術的専門知識を有する IPO 担当官 1 名によって下される。

上記の判決に関しては IPO 長官に控訴することが可能である。同長官は、IPO 担当官 5 名からなる合議体の助言に基づいて決定を下す。5 名のうち 1 名は法的専門知識を有しており、残りの 4 名は技術的な資格を有している。同長官の決定に対してはプラハ市裁判所（行政部門）に司法審査の申請を申し立てることができ、同市裁判所の知財専任のセネットが審理する。

上告審（「破棄申立て」）は最高行政裁判所が審理する。同裁判所には、知財専任のセネットがあるが、いずれの審理においても、裁判官は全員、技術的専門知識を有していない法律家である。

憲法裁判所には違憲審査の申立てがなされる場合がある。

1.2. 特許訴訟手続きの第一審は通常、どのくらいの期間を要し、どのような形式で行われるのか。

特許権の侵害および無効に関する手続きは分離して行われる。特許権を抹消する、すなわち、取り消すことのできる唯一の機関は IPO である。（各裁判所も理論上は、特許権が適切に付与されなかったとして、その特許権を不適用にする権限を有しているが、こうしたケースは極めてまれである。）有効性に関する IPO の手続きでは通常、2 回の審理と、それに続いて 2 回の司法審査が行われる。IPO の決定に異議が申し立てられても、その執行は司法審査によって猶予されない。IPO での審理はいずれも、9～18 ヶ月を要すると考えられ、司法審査の場合には、1 回目が 2～4 年、2 回目がおおよそ 1～3 年を要する。

プラハ市裁判所で行われる特許権侵害に関する手続きは判決までに 15～36 ヶ月を要する。同市裁判所は通常、専門家に技術的支援を求め、「特許と発明」（「産業財産権」に改名）の分野に詳しい専門家に依拠するのが一般的であるが、「化学」や「機械」などの他の分野に詳しい専門家に支援を求める場合もある。当事者は、専門家に直接依頼して専門家報

告書を作成してもらうことができる。特許に係るクレーム解釈では、特許と発明、すなわち、産業財産権の専門家に依拠することが多い。同市裁判所は、専門家によるクレーム解釈に異議を唱えることができる。

損害賠償の請求は一般的ではなく、恒久的差止命令を請求するほうが一般的である。損害額として請求する総額（逸失利益のほか、不当利得の総額、発生した無形的不利益に対する適正な補償の総額を含む）は、最初の段階で明示しなければならない。実際問題として、原告は、裁判所の追加的支援を受けることなく、発生した損害と損害額を証明しなければならない立場にある。裁判所が暫定的な判決を下すにあたって侵害の問題を審査し、その上で損害額の算定に進むのは非常にまれである。これが実際に行われるのは、恒久的差止命令の申請やその他非金銭的な請求（謝罪など）が申し立てられた場合に限られる。原告が裁判所において正式に全額を請求するまでは、未請求金額に対して時効期間が継続的に適用されるため、この点にも留意しなければならない。

1.3. 裁判所や政府機関は、特許権の侵害・無効・執行不能の訴えを同時に扱うのか、それとも、無効や執行不能の訴えは、分離手続きにおいて提起されなければならないのか。

侵害については裁判所が判決を下す。有効性の有無の問題については、裁判所が対応する場合もあるが、これは極めてまれである。こうした事案の場合、裁判所は、その特許またはその無効となる部分に対する保護措置の提供を拒否するが、特許登録簿からの抹消を命じることはできない。

特許権を完全に取り消し、登録簿から抹消させるためには、IPO にこれを申し立てなければならない。

裁判所は、有効性に関して IPO の決定を待つことができるが、あらゆる事案ではなく、PI の手続きの場合には決してそれを待たない。裁判所自身が有効性の問題の解決を決定することもできる。

実用新案が争点の場合、裁判所は、その実用新案権者に有利な判決を下す前に IPO の決定を待たなければならない。または、それが付与される前に IPO で実質的な審査が行われなかったことを理由に、裁判所自身がその実用新案が有効であると判決しなければならない。ただし、PI の場合で、有効と推定される場合には、これは該当しない。

有効性に関する手続きと侵害に関する手続きは別々に進行する（すなわち、システムは分離されている）。侵害に関する手続きで特許権者に有利な最終判決が下され、後にその特許権が取り消される場合には、侵害に関する手続きを再開することができる。

1.4. 特許権の直接侵害に相当する行為とはどのようなものか。

直接侵害とは、次のように定義される。すなわち、改正された法律第 527/1990 号「発明、および合理化提案に関する法律」第 13 条に定める目的で行う、特許で守られた製品の製造、提供、市場販売、使用、輸入、保管、その他取扱いをいう。これは、特許方法を用いて得られた製品で、同一製品による侵害が推定される場合にも成立し、その製品が特許の対象となる方法を用いて製造されたことがほぼ確実に、特許権者が合理的な努力をしたにもかかわらず、利用された製造方法を特定することができなかった場合、反対のことが証明されるまでは、同様に成立する。「その他取扱い」というかなり曖昧な表現を用いているのは、保護範囲が極めて広範に及ぶためである。特許方法の使用またはその提供も訴訟の対象となる。

1.5. 特許権の間接侵害や幫助侵害という考え方は存在するのか。存在するのであれば、そうした形の侵害にはどのような要素があるのか。

間接的侵害とは、「発明に関する法律」第 13 条 (a) により、次のように定義される。すなわち、(1) 特許権者の承諾を得ずに、特許発明の使用権者以外の者に対し、その発明の実質的な要素と関連性があり、かつその実現に役立つ手段を、その手段がその特許発明の

実現を可能にし、また、それを企図していることが明確である場合に、供給、また供給の申出をしてはならず、(2) その手段が市販の製品である場合には、第三者がその受領者に対して、同法第 13 条が禁じる行為をするよう影響を及ぼさない限り、上記 (1) には該当しないが、(3) 同法第 18 条 (c) ~ (e) (通過するに過ぎない船舶や航空機など、個人向けの調剤行為、非商用利用、実験での使用の除外) に定める活動に従事する者は、上記 (1) でいう特許発明の使用権者とはみなされない。

幫助侵害は、不正競争行為に該当する場合がある。

1.6. 特許権侵害に対する主な抗弁にはどのようなものが挙げられるか

侵害の訴訟を受けた被告はさまざまな抗弁を主張することができる。

まず、被告はその権利の先使用者であると主張することができる。この場合、被告にはその権利特許権の効力が及ばない。そうした権利先使用权の厳密な適用範囲は依然明確ではなく、例えば、使用が継続的でなければならぬのか、改善することでその権利が消滅するのか、その権利が付与される場合には、どのように付与されるのかについては定かではない。

次は、特許権の消尽である。特許権者が EU または欧州経済領域 (EEA) 内で製品を販売すると、その時点でこの製品に関しては特許権を行使ことができなくなる。これにより、同域内で物が自由に行き来できるようになる。

強制実施権は、侵害者にその権利を使用できるようにするものだが、IPO がその強制実施権を認めた場合に限られる。

公平、合理的かつ非差別的 (FRAND) な条件による標準必須特許 (SEP) のライセンス契約については国内判例法が依然存在しておらず、特許権者が誠実な交渉に応じない場合に差止命令の請求が不可能かどうかは不明である。現行の EU 判例法において厳格な規定が定められていないことを踏まえると、特許権者が誠実な交渉に応じない場合に差止命令を請求することはできないかどうかを判断することは難しい。

1.7. 特許を無効とする主な根拠にはどのようなものが挙げられるか。

特許または実用新案は、IPO への申請を持って取り消すことができる。特許または実用新案の取消しは誰でも申請することができる。取消しに関する手続きは、権利が消滅した後でも開始することができるが、この場合、申請人はそれを行う上での有効な法的利益を示さなければならない。

裁判所は特許を取り消すことはできないが、その権利が無効であるとして、それに対する保護措置の付与を拒否することができる。

特許の取消しは、以下の主張を根拠とすることができる。

- 特許要件が存在しなかった (先行技術に対する新規性や進歩性が欠如している、産業上の利用可能性が欠如している、外科的治療や薬物療法などで主題の技術的性質が欠如しているため特許性がないか、特許性が排除されている)。
- その発明が、当業者が実施できる程度に完全にまたは明確に記載されていない。
- 特許の出願範囲に含まれない事柄が追加されており、特許権者が発明者でも、法律上の承継人でもない。

1.8. 特許権者は、係属中の特許の補正を求めることができるのか。

可能である。ただし、有効性に関する手続きと侵害に関する手続きは分離して扱われることに留意しなければならない。したがって、侵害に関する手続きで原告が自身の特許を減縮する理由はなく、被告は IPO でその特許に対して異議を申し立てることになる。特許の補正は、後に IPO での手続きで行われる。場合によっては、原告がその特許の一部が無

効であると認め、裁判所はこれに応じてその特許の減縮された範囲についてのみ侵害の有無を審査する。原告はさらに、IPO に対して自身の特許の減縮を申請することができるが、そのためには、新規性や進歩性の欠如、その他減縮事由を主張し、認められなければならない。一部放棄はできない。第三者は通常、IPO での手続きに参加することはできない。第三者の参加が可能なのは侵害に関する手続きの場合である。

1.9. 特許訴訟手続きにおいて技術的問題はどのように取り扱われるのか。

技術的問題を解決する上で依拠するのは専門家である。裁判官は技術的専門知識を有していないためである。地方裁判所は、「化学」、「電子工学」、「経済」といった各種分野の「指定専門家」リストを保持しており、特定の分野において適格な教育と経験を有する者は、いずれかの地方裁判所にその分野の専門家として指定を受ける申請をすることができる。裁判所と当事者は、本リストにある専門家に支援を求めることができる。指定専門家の対象分野の一つが「特許と発明」、改名後の「産業財産権」である。

そうした専門家は、製品または方法が特許権の範囲内に入るかどうかについて、定期的に報告書を作成する。裁判所は、技術的問題を解決するにあたり、専門家を指定して専門家報告書を作成させる。専門家による技術的所見は裁判所において拘束力を有するが、その所見が正確ではないと裁判所が考える場合には、別の専門家が同じ質問事項に回答するか、先の専門家報告書を審査するよう指定することができる。

当事者のいずれかのために作成された専門家報告書が裁判所において拘束力を有するのは、それが必要な法的要件を充足している場合、故意に不正確な報告書を作成した際に科される刑事制裁を専門家が認識している旨の宣言書が添付されている場合、その報告書が必ずしも不正確ではない場合である。いずれの場合でも、裁判所は、専門家を口頭審理に召喚し、そこで裁判所と当事者の双方がその専門家を厳しく審査しなければならない。当事者のいずれかから委任を受けた専門家であっても、公正かつ客観的な立場で裁判所に対してその職務を遂行しなければならない。

1.10. 特許訴訟手続きの開始前か係属中に、何らかの形で証拠開示手続き／公開や裁判所の指示による証拠押収／保全（証拠差押え等）が行われることはあるのか。

すべての証拠を統括するのは裁判所である。裁判所は、当事者が特定した証拠を確保した上で、その証拠能力を判断しなければならない。当事者には、実際に自身が確保し得る証拠のすべてを提示することが義務付けられており、証拠を確保することができない正当な理由がある場合にのみ（証拠が第三者に帰属するなど）、裁判所に支援を求めることができる。後に証拠の確保ができなくなるか、証拠の確保が非常に困難になるおそれがある場合には、当事者は証拠の仮差押えを請求することができる。

証拠の仮差押えは、本案手続きの進行中に、またはそれが開始される前に請求することができる。裁判所は、特許権の侵害が疑われる場合には、製品のサンプル、それを製造または普及するのに使用された物、それに関連する証拠書類を押収することができる。一般的な証拠、すなわち製品サンプルとこれに関連する機械類または証拠書類を押収するにあたっては、申請人が特許権者であること、また特許権侵害の可能性があることを裁判所が確信していなければならない。裁判所は法的尋問の請求は拒否する。コモンロー上の証拠開示手続きと閲覧を行うことはできない。被告に対して製品とその流通経路に関する情報を求める権利があるが、実際のところ、侵害が実証されない限り、裁判所はそれを命じない。

1.11. 異議申立手続きのシステムはあるのか。ある場合、特許訴訟システムとはどのように関わり合うのか。

登録された特許は IPO または EPO（欧州特許庁）でのみ取り消すことができる。特許権の抹消は誰でも申請することができる。この申請は、そのための有効な法的根拠が存在するのであれば、特許権の消滅後も行うことができる。EPO への異議申立期間は、登録特許公

報掲載後 9 ヶ月である。以後、特許権を抹消することができるのは IPO を通してのみである。EPO に異議が申し立てられたか、その申立てが係属中である場合、IPO は国内での特許権抹消措置を猶予する。原告が同意する場合、裁判所は、係属中の特許権侵害に関する手続きを猶予し、有効性に関する IPO または EPO の決定を待つ。

1.12. 特許訴訟を開始する前に充足しておかねばならない手続き上の重要なステップにはどのようなものが挙げられるか。訴訟を開始するにあたって何らかの出訴期間はあるのか。

原告は、管轄裁判所であるプラハ市裁判所に対して、原告とその権利、被告とその侵害行為を特定し、前倒しで請求を申し立てなければならない。ただし、その事案の第 1 回口頭審理終了までに追加で意見書と証拠を提示し、確認を受けることができる。損害賠償の請求は、侵害があつてから 3 年以内か、金銭的補償の請求対象となる損害を認識してから 3 年以内に行われなければならない。原告が被告に対して手続き費用を請求する場合には、裁判所にその請求を申し立てる少なくとも 7 日前までに、判明している被告の最後の住所宛てに訴訟前請求を送付しなければならない。なお、送付を怠った場合でも、その請求が認められる可能性には影響しない。訴訟前請求を送付しなかった場合でも、事案によっては費用の支払いが認められる場合があるためである。

1.13. 特許権者が貴国の法域においてその権利の行使を求める場合、どのような選択肢が用意されているのか（特に国境措置）。

訴訟とは別に、特許権者は域外市場または域内市場もしくはその両方において税関監視を登録することができる。登録すると、EU 市場に持ち込まれる対象製品（域外市場の監視）や、すでにチェコ/EU 市場にある対象製品（域内市場の監視）を税関が押収するようになる。こうした監視により特許権者は、製品の輸送経路、輸入業者、保管場所を特定することができる。税関で押収された製品の破棄に被告が自主的に同意しない場合には、特許権者は法的手続きを開始しなければならない。

1.14. 特許権侵害訴訟を提起する適格性を有するのはどのような当事者か。特許ライセンシー（実施権被許諾者）は、どのような状況下であれば訴訟を提起する適格性を有するのか。

特許権者が提起することができる。IPO によって実施権が登録されると、被許諾者も提起することができる。その実施権によって被許諾者にその権限が与えられているか、あるいは、被許諾者が特許権者に侵害または侵害のおそれがあることを通知し、特許権者がその通知から 1 ヶ月以内に提起しない場合にも同様である。

1.15. 特許訴訟手続きにおいて仮差止命令（PI）を申請することは可能か。

特許紛争では PI を申請することができる。裁判所はその申請について 7 日以内に決定を下さなければならない。審問を開くことはできない。したがって、実際のところ、ほとんどの事案が一方の当事者の申立てに基づいて決定される。一方、被告は準備書面、抗弁書、証拠を提出することができる。PI の申請には 5 万チェコ・コルナ（CZK）の法定保証証書を添付しなければならない。裁判所は、原告の申請について決定を下す前か（まれである）、申請を認めた後に、裁判所の職権により保証金額を増額することができる。この保証金額に上限はない。PI に伴う保証証書は、その PI によって損害を被る者すべてに関して、法律が PI の申請人に課す損害賠償責任を一切制限しない。無限・厳格責任は、PI の発令にかかわらず、損害が発生していたと思われる場合にのみ、回避が可能で、PI 申請人が本案訴訟に勝訴するか、その権利が充足される場合にのみ、回避が可能である。

PI が棄却または拒否された場合、被告には通知されない。発令された PI は被告への送達をもって執行される。裁判所が PI を発令するのは、特許権とその侵害の存在が立証され、当事者の見解を調整する必要性がないか、あるいは、将来的な判決の執行が危険に晒されるおそれがある場合である。実際に裁判所が注目するのは特許権の正式登録のみであつて、その有効性について裁判所が意見を形成することはない。単純に侵害を主張すれば十分で

ある場合もあるが、技術的に複雑な事案では、製品または方法が特許権の保護範囲内に入るとする専門家報告書に従って勧告がなされる。PI の必要性が認められるのは、市場にその製品が存在することで損害の増大を招いているか、あるいは、侵害のおそれがあることで修復不能な不利益を招くおそれがある場合である。

特許事件では PI が発令されやすく、裁判所は特許権者に好意的であるが、その特許権が消滅寸前である場合や、その製品が市場に存在しない（また、発売寸前であることを示す決定的証拠が存在しない）場合、緊急性が認められない場合には、裁判所が差止命令を認めることは少ない。裁判所の判決に対しては当然、控訴することが可能であるが、発令された PI は、控訴に関する決定が係属している間は、依然執行力を有する。上訴裁判所が採用する証拠は、第一審で提示されたものに限られ、被告が新証拠を提示することはできない。被告は、第一審で裁判所に提示された証拠に基づいて、PI が発令されるべきではなかったと主張することしかできない。

1.16. 特許権侵害に対する最終的な救済措置（金銭的および非金銭的）にはどのようなものが挙げられるか。このうち、最も一般的に求められる措置、最も一般的に命じられる措置は何か。

裁判所は、適切と思われる場合には、何らかの差止命令を発令することができる。最も一般的には、特許で守られた製品の取扱いを禁止する差止命令のほか、販売経路からの製品のリコール、侵害に使用された材料、ツール、その他装置のリコール、侵害を招いている状況の救済がある。

侵害製品やそれに使用された材料などの破棄が要求される場合もあるが、その措置が不相当と考えられる場合、裁判所は必ずしもその破棄を命じない。原告は被告に対して、謝罪発表を要求することができる。原告はまた、法律により、特許権が原告にあることの確認を求め、被告の費用負担において判決内容を公表するよう求めることもできる。原告はさらに、実質的損害と逸失利益を含む損害について賠償を求めるとともに、不当利得の放棄や、無形的、すなわち、非経済的な不利益に対する適正な補償を求めることができる。この補償は、その性質上、金額レベルが算定できないことから、裁判所がその裁量において決定する。これにより、実際金額レベルか、ライセンス料相当額を基に算定する金額の一括払い、すなわち、侵害が認められた特許権のライセンス料に相当する額の少なくとも 2 倍に相当する金額レベルで賠償請求がなされる。無知の侵害の場合には、ライセンス料相当額を乗算することはしない。損害賠償の請求は一般的ではない。損害額と不当利得の両方を請求することができるのか、あるいは、原告がそのいずれかを選択しなければならないのかは不明である。

恒久的差止命令と製品リコールを請求するのが一般的であり、概ねこれは認められる。破棄が求められることが多々あるが、これが認められないケースもある。損害賠償の請求は、不当利得の請求と同様に、まれである。無形的不利益に対して適正な補償を求める場合があり、通常は認められるが、金額は少額である。

1.17. 特許権侵害の損害賠償額は何に基づいて算定するのか。追加的または懲罰的損害賠償金を獲得することは可能か。

金額の算定方法の指示は通常、経済の分野に詳しい専門家に依拠しており、裁判所の役割は限定的である。確定・報告事例の件数が少なく、専門家によって手法も異なることから、法的指針などはない。追加的または懲罰的損害賠償金というものはないが、ライセンス料相当額として架空のライセンス料の少なくとも 2 倍の金額が請求され、裁判所はこれよりも高い乗数の設定が可能であることから、おそらくこれが追加的または懲罰的損害賠償金に相当する。

1.18. 敗訴当事者は、何に基づいて、どのような上訴手続きを取ることが可能か。

産業財産権の事案では、通常の手続きに従って控訴審が進められる。

特許、補足的保護証明書（SPC）、実用新案の場合は、プラハ高等裁判所の専属管轄となり、3名の裁判官から成る合議体（セネット）が審理する。裁判官は全員、知財分野の法的専門知識があり、これを専門としている。

控訴審では、事実と法律の双方が審査対象となるが、第一審の判決の時点で証拠が存在しなかったか、または、その判決で依拠した証拠の証明力が損なわれるか、あるいは、手続き上に瑕疵があることが証明されるなど、例外事項の1つが示されない限り、原則として新証拠を提示することはできない。

1.19. 特許権侵害訴訟手続きは通常、どのくらいの期間を要するのか。

PIは、申立てから7日以内に発令されなければならない。控訴した場合は、その決定までに通常3～6ヵ月かかる。第一審の本案判決は15～36ヵ月以内に下されると期待される。当然の権利として上訴権が認められており、控訴審は通常、12～24ヵ月以内に判決が下される。非常上告は解決までに6～24ヵ月、違憲審査の申立ての場合には12～36ヵ月を要する。

1.20. 当事者は、第一審判決、仮差止命令申請、上訴手続きへと事件を進めていく上で、どのくらいの費用が発生すると考えておくべきか。

特許、原告、被告の種類によって費用は大きく異なる。主な費用としては、専門家報告書作成費用、実験室試験費用、翻訳費用、法的費用が挙げられる。こうした費用は、法的費用は別として、勝訴すれば全額回収される可能性がある。法的費用の回収額は審理/被告あたり1,000米ドル、第一審の手続きに要する費用は5万～10万米ドル、控訴審の場合はおおよそ5万米ドルと見込まれる。事件が複雑になると、さらに多額の費用が発生するおそれがあるが、簡単な事件の場合には、これよりも少額となる。

裁判費用は、損害賠償が請求されない限り、最小額である。損害賠償が請求されると、回収可能な法的費用の算定にも影響が出る。

PIの申請を準備するのにも同様に費用が発生する可能性があるが、控訴審の準備費用は通常、最大で3万米ドルである。PIの申請を準備するということは、すなわち、本案訴訟の提出物には最小限の準備時間しか必要としないということである。

2.ハンガリー (HU)

2.1 特許訴訟はいずれの裁判所が管轄するのか。

ハンガリー特許法（発明の特許保護に関する 1995 年法律第 XXXIII 号）第 104 条に従い、ブダペスト首都裁判所が専属管轄権を有し、発明または特許の侵害に関するすべての訴訟を審理する。

取消訴訟に関しては、ハンガリー知的財産庁（HIPO）が第一審としての管轄権を有し、首都裁判所が控訴審の役割を果たす。ただし、2022 年 1 月 1 日以降、特許権侵害訴訟の被告は、HIPO に別個の訴えではなく、侵害訴訟における反訴として取消請求の訴えを直接提起することも選択できる。この場合、同じ裁判所が侵害に関して管轄し、2 件の訴訟の判決が統合された手続で下される。

2.2 特許訴訟手続きの第一審は通常、どのくらいの期間を要し、どのような形式で行われるのか。a) これまでの訴訟手続き、2021 年 12 月 31 日までの厳密な分離審理

これまでの訴訟手続きでは、仮差止め命令に関する第一審判決を得るまでに通常は 1~3 ヶ月を要し、第二審判決にはさらに 1~3 ヶ月を要する。ただし重要な点として、この訴訟手続きは 2022 年 1 月 1 日に改正された従前の特許訴訟規則に基づくものである。改正前は、仮差止め命令手続きにおいては無効の主張を審理しないというのが、裁判所の一貫した慣行であった。しかし、新しい規則では、裁判所は無効の主張についても考慮する義務があるため、所要期間はいくぶん長くなると思われる。

主な訴訟における第一審侵害訴訟手続きは通常、事件の複雑さや証人/専門家の審問の必要性に応じ 1~2 年を要する。EPO での異議申立て、または HIPO で係属中の別個の取消訴訟がある場合、その期間中は規定どおり侵害訴訟を停止する。HIPO に提起された取消訴訟の期間は通常、すべての審級（HIPO、第一審裁判所、第二審裁判所）を終えるまでに少なくとも 3 年を要するが、より複雑な医薬品事件では大幅に長くなることが多く、5~7 年を要する場合もある。この期間中、侵害訴訟手続きが停止されるため、侵害に関する判決が遅くなる。

b) 想定される今後の訴訟手続き、2022 年 1 月 1 日以降の部分的（選択的）分離審理

2022 年 1 月 1 日以降、特許権侵害訴訟の被告は、侵害訴訟における反訴として取消請求の訴えを直接提起する選択肢が与えられている。この場合、HIPO 段階が省略され、裁判所は新規則に従い迅速に対処しなければならないため、取消訴訟に係る所要期間が短くなる。これによる実際の影響はまだ見えないが、特許の有効性と侵害の双方に関する最終判決を得るまでに少なくとも 1 年は短くなると予想される。

2.3 裁判所や政府機関は、特許権の侵害・無効・執行不能の訴えを同時に扱うのか、それとも、無効や執行不能の訴えは、分離手続きにおいて提起されなければならないのか。

前述のとおり、2022 年 1 月 1 日以降、ハンガリーの制度は、従前の規則による厳密な分離審理ではなく、部分的な分離審理を採用している。取消訴訟が侵害訴訟から独立している場合は、まず HIPO に提起しなければならない、その後首都裁判所へ控訴し、さらに首都高等裁判所に上訴することになる。ただし、特許権侵害訴訟の被告が特許の無効を望む場合、被告には 2 つの選択肢がある（1 月 1 日以降）。1 つは、取消訴訟を「従来どおり」HIPO に提起することである。この場合、侵害の問題を扱う裁判所は無効の問題を扱わない代わりに、侵害訴訟を停止し、取消訴訟の終了後に再開する。被告のもう 1 つの選択肢は、今年から利用可能になったもので、侵害訴訟手続きにおける直接反訴として取消請求の訴えを提起することである。この場合、首都裁判所は同じ手続きにおいて侵害と無効の双方について判断を下す。

2.4 特許権の直接侵害に相当する行為とはどのようなものか。

特許法第 19 条に基づき、以下の行為は、同意を得ていなければ排他的権利の直接侵害とみなされる。実際問題として裁判所は、特許法の本条項に記載された実施形態を厳密に解釈し、他のいかなる行為も侵害とはみなさない。

- －発明の内容である製品を製造し、使用し、市場に出し若しくは販売の申出をし、又はこのような目的で当該製品を所持若しくは輸入すること
- －発明の内容である方法を使用すること又は当該方法は特許権者の同意なしに使用することができないことを当該の者が知り若しくはそのことが状況から明白な場合は、当該方法の使用の申出をすること
- －発明の内容である方法により直接得られる製品を製造し、使用し、市場に出し、販売の申出をし、又はそのような目的で所持し若しくは輸入すること

2.5 特許権の間接侵害や幫助侵害という考え方は存在するのか。存在するのであれば、そうした形の侵害にはどのような要素があるのか。

特許権の間接侵害という考え方は特許法に示されており、特許権者はこの考え方にに基づき、自己の同意を得ていないあらゆる者が当該発明を実施する権利のない者に対して、当該発明の本質的要素に関連する手段（器具、装置）を当該発明の実施のために供給するか、または供給すると申し出ることを阻止することができる。ただし、当該手段が当該発明の実施を目的とした適切な手段であることを当該供給者が知っているか、またはそのことが状況から明白であることを条件とする。

特許権の幫助侵害に関する裁判手続きはほとんどないため、その解釈の指針となる法源もないことは、留意しておく必要がある。しかし、供給された物が発明の本質的要素に関連していなければならないことは明白であり、侵害を意図した使用に関する幫助侵害者の認識の有無も決定的な要素である。

2.6 特許権侵害に対する主な抗弁にはどのようなものが挙げられるか。

特許権の侵害に対して主張可能ないくつかの抗弁を以下に挙げるが、ほとんどの場合、実際に使用されているのは特許の無効のみであり、これまでに研究免除やライセンス（実施権）／実施許諾の取得が主張されたのはごくわずかであることは注意しておく必要がある。それ以外の抗弁は、実際にはまだ主張されたことがない。

1) 無効

医薬品事件の実質 100%で主張されている最も一般的な抗弁が、特許の無効である。前述のとおり、2022 年 1 月 1 日までは、ハンガリーの審理制度は厳密に分離されており、無効の主張は、侵害に関する判決に影響を及ぼすことはできず、仮差止命令（PI）事件においてさえ限定的にしか考慮されなかった。しかし、今年から特許権侵害訴訟における直接反訴として取消請求の訴えを提起することが可能になり、新規則に基づき、PI 手続きにおいても無効の主張が考慮される余地が広がっている（重要な点として、特許の取消しまたは妥当な減縮に関して係属中の第一審において、既に PI の発令を排除する決定が下されている場合があるため、ここでは単に「無効の主張」という）。ただし、PI 手続きに関しては、新規則の元であるにもかかわらず、適切な短期判決期限が調整されなかったため、新規性喪失の明確な証拠がある等、極めて明白な無効の主張の場合に限り、裁判所は PI 請求が正当化されない有効な状況とみなすだろうというのが、当チームの予備的見解である。ここでも、無効を認める第一審の決定が下されている場合、仮差止命令は発令されず、たとえ以前に認められていたとしても、もはや維持することはできない。

2) 非侵害訴訟

特許法第 37 条に従い、自分に対して特許権侵害訴訟を提起される恐れがあると考えられるあらゆる者は、自分が実施したか、もしくは実施する予定の製品または方法が特定の特許を侵害しないという裁定を求めて、HIPO に非侵害訴訟の手続きを提起することができる。重要なことであるが、このような非侵害訴訟を HIPO に提起できるのは、その申請人に対する侵

害訴訟が係属していない場合だけである。非侵害訴訟が先に提起されている場合、裁判所は、その非侵害訴訟の手続きにおいて最終決定が下されるまで、侵害訴訟手続きを停止することができる（実際に何度か停止されている）。

3) 研究免除／ボーラー免除

特許法第 16 条 (1) の研究免除規定も 2022 年に改正され、現在は医薬品部門に特化した免除も規定されており、発明の主題に関連する実験目的の行為には実施の排他的権利の効力は及ばないと定めている。このような行為には、欧州経済地域 (EEA) もしくは第三国で医薬品の販売承認を得るために必要な実験、研究および関連業務、とりわけ製造、使用、流通、販売目的の提供、保管、輸入または輸出が含まれており、これらの行為が販売承認の申請人により、あるいは販売承認を目的として申請人と商業的關係を有する他者により行われるかどうかを問わない。ただし、この免除が特許事件において言及されるのはまれである。これまでの裁判手続きでは、医薬品の販売承認を申請または取得する単なる行為は、特許権侵害行為ではなく、その直接的な脅威ですらないことが明確にされている。

4) ライセンス (実施権)

医薬品事件で主張されたことはないが、他の分野では過去に被告が、係争対象の使用料の額のみにより特許権者から実際に実施許諾を取得したと主張し、認められた事件が複数存在する。このような場合、裁判所は侵害を宣言することを拒否している。

5) 強制実施権ハンガリーでは、4 つの法的権原、(i) 特許の非純正品の使用、(ii) 特許の従属性、(iii) 欧州規則 816/2006/EC、及び (iv) 公衆衛生を根拠として、強制実施権を利用することができる。最後の項目は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行 (パンデミック) に関して 2021 年に追加された。強制実施権はハンガリーでは極めて限定的な手続きであることに注意すべきである。当チームが認識している限り、ハンガリー知的財産庁により強制実施権が認められたのは、パンデミック関連の公衆衛生強制実施権 (特許法第 33/B 条) に基づく場合だけである。それ故、被告にとって侵害訴訟における反訴として強制実施権を申請することは可能 (少なくとも非純正品の使用を根拠とし、さらに侵害訴訟を審理するのと同じ裁判所が強制実施権を付与する権限を有する場合) と思われるが、このような抗弁が実際に主張されたことはない。

6) 欧州特許 (EP) に関連した私的先使用と継続的使用

発明の先使用もまた、善意の者が優先日より前に国内かつ自分の経済活動の枠内で、発明の主題の製造または使用を開始した場合は、特許権者の排他的権利の制限として扱われる。当チームの知る限り、この抗弁は特許訴訟において裁判所で主張されたことはまだない。

さらに継続的使用に関する特別規定が、ハンガリーで有効化された欧州特許に関して適用される可能性がある。つまり特許法に基づき、特許権者または出願人は、クレームもしくは明細書の翻訳文を訂正すること、または有効化のために本来は要求されない場合でも明細書のハンガリー語訳を提出することが可能である。これが特に重要な意味を持つのは、訂正前の翻訳文が保護の範囲を狭くしている場合である。訂正が公表された後は、より広い範囲 (すなわち、所定の欧州特許の言語で最初に認められた範囲) が適用される。その一方で特許法は、その訂正の公表日より前に、善意の者が国内かつ自分の経済活動の枠内で、発明の主題の製造もしくは使用を開始していたか、またはそのための本格的な準備をしていた場合には、かかる実施が以前の翻訳文に従い判断された従前の (より狭い) 保護範囲を侵害していなかったことを条件として、当該者に継続的使用の権利を与えている。この規定は、国内特許を根拠とする訴訟よりも EP 特許訴訟が主流になってきていることから、次第に今日的な意味合いを増しているように思われる。

7) 消尽

消尽もまた主張可能な抗弁であり、ハンガリーは地域消尽を適用している。すなわち、特許保護により与えられた実施の排他的権利は、特許権者により、またはその明示的同意を得て EEA 域内で上市された製品に関する行為には効力が及ばない。ただし、特許権者が当該製品の今後の市場販売に反対する正当な権利を有する場合を除く (特許法第 20 条)。この規定の解釈は特許事件で扱われることが滅多にないため、明示的同意または正当な権

利として何が認められるかはまだ判然とししない。特許法は、生物工学特許および植物品種保護の消尽に関連した具体的な規定を定めている。

8) 農民特権、中継輸送

農民特権（特許権者によるか、またはその明示的同意を得た農民への植物の種苗の販売その他の商業形態は、農民が自分自身の農場において自分の収穫物の増殖または繁殖のためにその製品を使用してよいことを示唆する）、および中継輸送（互恵主義を前提として、特許保護は、所定の国の領域を通過する交通および輸送手段、または所定の国で上市する意図のない外国製品に対しては、いかなる効力も生じない）もまた、侵害に対して主張可能な抗弁ではあるが、当チームの知る限り、これらの抗弁が実際に主張された事件はない。

2.7 特許を無効とする主な根拠にはどのようなものが挙げられるか。

欧州特許条約（EPC）に従い、特許法は以下の主な遡及的取消理由を規定している。

- －特許の内容が、特許法に定める要件を満たしていない（新規性・進歩性・産業上の利用可能性の欠如、特許保護からの除外）
- －明細書が、明確かつ完全に発明を開示していない（不十分な開示）
- －特許の主題が、出願日に提出された出願書類の内容を超えているか、または分割の場合は、分割出願の内容を超えている（追加事項）
- －特許を受ける権利のない者に特許が付与された

2.8 特許権者は、係属中の特許の補正を求めることができるのか。

特許法第 72 条に従い、明細書、クレームおよび図面の補正を提出できるのは、特許付与の決定が通知される日までである。それ故、特許権者自身は、発行された特許の範囲を補正するために付与後の手続を請求することはできないが、第三者が提起した無効の訴えの期間中、特許権者は特許の範囲を減縮する権利を有する。特許権者が提案した減縮は、抗弁陳述書の形式を取るため（すなわち、申請人により請求された特許の全面的無効化の代わりに、範囲の減縮のみを請求する）、抗弁陳述書を変更する手続期限を遵守しなければならない（実際には、このような減縮は HIPO または第一審裁判所に提出しなければならない）。

2.9 特許訴訟手続きにおいて技術的問題はどのように取り扱われるのか。

特許権侵害訴訟手続きにおいて、第一審として事件を審理する首都裁判所では、2 名の技術者の裁判官による合議体（セネット）が手続きを進める。現在は、医薬品事件において、報告者の裁判官は化学者であり、合議体の首席裁判官は法律と技術（生物学）の双方の資格を有するため、特許に関する豊富な技術的専門知識を備えている。ただし、第一審裁判所は、裁判所の技術専門家を自由に任命することができ、訴訟当事者により提出された専門家意見を受け入れることもできる。第二審裁判所と最高裁判所の裁判官は、法律家のみである。例外的に、第二審の首都高等裁判所が技術専門家を任命することもある。一般的には、弁護士と弁理士のチームが訴訟当事者の代理を務め、弁理士が技術的問題について議論する。弁理士と弁護士は特許訴訟に関して、裁判所と HIPO における同等の代理権を有する。

特許取消訴訟が HIPO に提起される場合、当該事件の審査官と合議体の議長の双方が技術的専門知識を備えている。HIPO では当事者双方が独自の専門家意見を提出するのが極めて一般的であるが、HIPO が法科学専門家を任命することは滅多になく、通常は証拠と HIPO 自身の専門知識に基づいて決定を下す。上訴裁判所の段階では、特許権侵害事件と特許取消事件の双方について同じ裁判官の合議体が管轄権を有するため（裁判所の特許合議体は 1 つのみである）、上記と同じ方法で技術的問題が評価される。

2.10 特許訴訟手続きの開始前か係属中に、何らかの形での証拠開示手続き／公開や裁判所の指示による証拠押収／保全（証拠差押え等）が行われることはあるのか。

ハンガリーには、証拠保全のような審理前の証拠開示手続きは存在しない。民事手続の総則と特許法は双方とも、訴訟当事者が緊急を要する場合、本案の訴訟開始前に、証拠の入手／保全を裁判所に要求できる例外的事例を規定しているが、その前提条件が極めて厳しいため、これまで適用されたことがなく、訴訟当事者は実際には自らの力で証拠を入手しなければならない。訴訟中に、原告が証拠の文書または物を入手しておらず、入手可能な範囲ですべての証拠を提出するために十分に行動したことを立証できる場合には、被告が証拠の文書または物の提出義務を負うことになる可能性がある。ただしこの規定も、実際にはほとんど適用されていない。

2.11 異議申立手続きのシステムはあるのか。ある場合、特許訴訟システムとはどのように関わり合うのか。

ハンガリーに特許の異議申立てはない。特許付与後は、取消訴訟が無効を訴える唯一の形式となる。

2.12 特許訴訟を開始する前に充足しておかねばならない手続き上の重要なステップにはどのようなものが挙げられるか。訴訟を開始するにあたって何らかの出訴期間はあるのか。

特許事項に関する特別な出訴期間はない。すべての民事請求に関して、一般的に 5 年の出訴期間が適用される。ただし、侵害の宣言や停止命令などの特定の救済を受ける権利は、登録された知的財産権の財産的性質と結びついているため、このような請求は出訴期間の対象ではないことが、裁判手続き上、確認されている。

原告が自分の責任ではない理由で訴訟の開始ができない場合、出訴期間は停止される。また、出訴期間を中断させ、さらに再開させる特定の行為には、例えば、訴訟が提起され、本案に関する判決が下される場合などが挙げられる。重要なことであるが、単なる警告状は出訴期間を中断させるものではない。

特許権者が訴訟を提起する前に、警告状を送付したり、和解を試みたりする義務はない。

2.13 特許権者が貴国の法域においてその権利の行使を求める場合、どのような選択肢が用意されているのか（特に国境措置）。

特許権侵害に対する民法および刑法双方の制裁がある。さらに、特許法の規定によれば、特許権侵害が生じた場合、特許権者は特定の法規定に従い、税関当局に対し欧州規則 608/2013/EC に基づき被疑侵害品の市場流通を阻止する措置を請求することができる。

刑事当局と税関当局は特許の技術的特性に対応するのが難しいため、最も本格的な手続きは民事請求において展開されている。それ故、特許権者は通常、民事ルートを選択する。

2.14 特許権侵害訴訟を提起する適格性を有するのはどのような当事者か。特許ライセンシー（実施権被許諾者）は、どのような状況下であれば訴訟を提起する適格性を有するのか。

特許権者および特定の状況下の特許出願人に加え、HIPO の特許登録簿に登録されたライセンシーが、特許権侵害訴訟を提起する権利を有する。自分の発明が仮保護を受けている出願人は、特許権侵害の訴訟手続きを提起することができる。ただし、その訴訟手続きは、特許付与の決定が確定するまで停止される。特許ライセンシーの場合、当該ライセンシーの適切な訴訟提起の要請にもかかわらず、特許権者が 30 日以内に訴訟を提起せず、かつ当該ライセンシーが特許登録簿に登録されているのであれば、当該ライセンシーは自分の名前で特許権侵害訴訟を提起することができる。実際にライセンシーは単独の原告として、または特許権者の次の共同原告として行動することができる。

2.15 特許訴訟手続きにおいて仮差止命令（PI）を申請することは可能か。

可能である。本案の申立ての前またはこれと同時に、仮差止命令（PI）を請求することができる。一方の当事者のみによる査定系手続きを請求することはできるが、実際には裁判所がこれを認めたことはなく、訴状を被告に送達している。PI 手続きは通常、審問なしで行われ、裁判官が両当事者から提出された証拠文書に基づいて判断を下す。最も一般的な PI は、停止命令および侵害品の押収と商取引からの排除である。PI において情報提供が命じられることはない。PI の撤回可能性に反すると、裁判所がみなしているためである。PI は、原告に保証金の供託を求めることが多い。その金額は、PI 期間中の被告の予想損失に関する両当事者の提出物と主張に基づいて、裁判所が決定する。

2.16 特許権侵害に対する最終的な救済措置（金銭的および非金銭的）にはどのようなものが挙げられるか。このうち、最も一般的に求められる措置、最も一般的に命じられる措置は何か。

特許が侵害されていると裁判所が認定した場合、裁判所は宣言的命令を出すと共に、終局的差止命令を出すこともできる。差止命令による救済には、停止差止命令に加え、侵害品および侵害に使用された専用の／主要な手段と材料の押収、特定の者への引渡し、流通経路からのリコールと完全な排除、または破棄が含まれる。さらに、裁判所は流通チェーンに関する情報提供を侵害者に命じることもできる（販売された侵害品の数、流通パートナー、および獲得した収益等—すなわち、賠償請求や他の侵害者の特定に必要な追加の情報）。また、裁判所は特許権者を満足させる対応を侵害者に義務付けることもでき、通常は侵害者の費用で新聞、雑誌またはインターネット上（侵害者のウェブサイト等）に判決を公表するという形を取る人が多い。

重要なことであるが、裁判所は、特許権者の請求原因の陳述に記載された救済のみを命じることができ、その場合でさえ、原告により明示的に請求されなかった形式の救済を命じることができない。金銭的救済に関して、特許権者は、特許権の侵害を通して獲得されたあらゆる不当利得（通常は利益）の返還を要求するか、または民事責任規定に従い自己の損害額の賠償を請求することができる。算定に関する問題についてはこの後で再度詳述するように、不当利得の返還と損害賠償との主な違いは、前者が客観的であるのに対し、後者は侵害者の責任の度合いに応じて変わるといえる点である。有効化された EP 特許に基づく損害賠償請求に関する特別規定によれば、特許権者が法律上義務付けられた欧州特許の明細書のハンガリー語訳を提出しておらず、かつ侵害者の自宅住所または登録事務所がハンガリーにある場合、侵害者は完全な特許翻訳文が提出される時点まで損害賠償責任を負わない。ただし、侵害者は翻訳文がなくても当該欧州特許の原文を理解していたはずであることを、特許権者が立証できる場合を除く。

現行手続きに従い、有効な IP 権の侵害の事実が証明された場合、裁判所は事件に関する他の事実（被告の収入減、第三者の利益、または故意の侵害等）を検討することなく自動的に差止命令を認める。つまり、最終的な差止命令において釣りは考慮されない。

金銭的救済、停止義務、および侵害品の流通経路からの回収が、最も一般的に請求される救済とみなすことができる。これらは最も典型的に命じられる救済であるが、救済が認められるには、金銭的救済の理由が十分に正当化されなければならない。

2.17 特許権侵害の損害賠償額は何に基づいて算定するのか。追加的または懲罰的損害賠償金を獲得することは可能か。

救済に関して既に述べたように、特許権者は 2 種類の金銭的補償を請求することができる。まず、特許権者は侵害者の不当利得の返還を請求することができ、これは侵害品の販売で得た侵害者の利益として計算されるのが最も一般的である。これは比較的客観的であり、収益と費用の証拠文書に基づいて容易に計算することができる。もう一つの金銭的補償は、特許権者の損害額の賠償である。この賠償は、侵害者の利益の代わりに、または損害額が侵害者の利益を上回る場合に請求できるが、特許権者にとってその立証はより困難になる。特許権者は、逸失利益（すなわち、仮定収益）の金額および侵害行為との因果関

係、すなわちその損失が他の別個の市場理由によるものではないことを立証しなければならぬからである。このように立証の困難性がかなり違うため、特許権者は損害賠償よりも不当利得の返還を請求する傾向がある。ハンガリー法において、追加的または懲罰的損害賠償の法的根拠は存在しない。

2.18 敗訴当事者は、何に基づいて、どのような上訴手続きを取ることが可能か。

仮差止命令（PI）手続きにおいて、両当事者は第一審判決の受領から 15 日以内に控訴することができる。ただし、控訴により第一審判決の執行が停止されることはない。

統合された侵害／取消訴訟の場合を含む、本案の特許権侵害訴訟において、同様の上訴のルートと期限が存在する。すなわち、首都裁判所の第一審判決に対し 15 日以内に控訴することができる。PI 手続きとは異なり、控訴により第一審判決の執行が停止される。首都高等裁判所の第二審判決は最終判決であり執行可能であるが、法律問題に関しては 45 日以内に最高裁判所に司法審査を請求することができる。

ハンガリー知的財産庁（HIPO）における別個の手続きにより開始された取消訴訟において、いずれの当事者も HIPO の決定に対して 30 日以内に控訴することができる。その後の司法ルートは、本案の特許権侵害訴訟の場合と同じである。すなわち、首都裁判所の第一審判決に対して、15 日以内に上訴することができ、さらに首都高等裁判所の最終の第二審判決に対して、司法審査を最高裁判所に請求することができる。

2.19 特許権侵害訴訟手続きは通常、どのくらいの期間を要するのか。

前述の司法手続きを踏まえ、主な訴訟における第一審の侵害権訴訟手続きは通常、事件の複雑さや証人／専門家の審問の必要性に応じて 1~2 年を要する。HIPO で係属中の異議申立て、または別個の取消訴訟がある場合、その期間中、侵害訴訟は停止される。HIPO に提起された取消訴訟の期間は通常、すべての審級（HIPO、第一審裁判所、第二審裁判所）を終えるまでに少なくとも 3 年を要するが、より複雑な医薬品事件では大幅に長くなることが多く、5~7 年を要する場合もあり、これにより侵害に関する判決が遅くなる。

2.20 当事者は第一審判決、仮差止命令申請、上訴手続へと事件を進めていく上で、どのくらいの費用が発生すると考えておくべきか。

特許訴訟の公定料金（金銭的請求を伴わない場合）は高額ではないため、費用の大半は当事者の法定代理人費用である。そのため費用は、事件の複雑さ、やりとりする提出物の数、関与する専門家等によって大幅に変わってくる。下記の数字は極めて大雑把な金額であり、事件の詳細、関連する特許の件数、被告の人数等によって大きく影響される可能性がある。

第一審の仮差止命令手続きの全体的費用は 1 万 7,000~5 万 5,000 米ドル、第二審では 5,500~2 万 3,000 米ドルと思われる。

取消反訴が提出されない本案の侵害訴訟の場合、第一審で 2 万 8,000~10 万米ドル、第二審でさらに 1 万 1,000~3 万 4,000 米ドルと予想される。取消反訴が提出された場合、つまり訴訟で特許の有効性についての判断も下される場合、複雑さに応じ第一審と第二審で 3 万 4,000~10 万米ドルが追加されるだろう。取消訴訟が HIPO に別個の訴訟として提起された場合、HIPO で 1 万 1,000~9 万米ドルを要し、さらに第一審と第二審で上記と同じく 3 万 4,000~10 万米ドルが追加されるだろう。

3. ポーランド共和国 (PL)

3.1 特許訴訟はいずれの裁判所が管轄するのか。

ポーランドでは、2020年7月の裁判制度の変更以後、知的財産を専門に扱う4カ所の裁判所（ワルシャワ、ポズナン、グダニスク、ルブリン）と2カ所の上訴裁判所（ワルシャワ、ポズナン）が、以下について専属的裁判権を有する。

- 著作権および隣接著作権、産業財産権、ならびに無体財産権
- 不正競争の防止および対策
- 科学的または発明的な活動と関連した個人の利益保護
- 起業家、商品もしくはサービスの個性化、広告宣伝、または販売促進を目的とした商品の使用を含む事例における人権の保護

さらに、ワルシャワの知財裁判所は発明、実用新案、コンピュータープログラム、集積回路のトポグラフィ、植物品種、および技術面で企業秘密にかかわる事項について専属的管轄権を有する。

ただし、特許無効化にかかわる事案は引き続きポーランド特許庁が管轄する。

3.2 特許訴訟手続きの第一審は通常、どのくらいの期間を要し、どのような形式で行われるのか。

一般的に、訴訟手続きは原告が特許権侵害の状況にかかわるすべての陳述およびクレームを含む訴えを提起して開始される。原告は訴えを裏付ける証拠を提出する必要がある。被告は陳述に回答し、裏付ける証拠を提出することができる。最初の陳述書の交換後の弁論では、原告と被告双方に特別に反論の機会が与えられることがある。ただし、これは訴えまたは訴えに対する回答において証拠が提示できなかった場合に限り、まれなことである。

裁判官は提出された証拠について双方から意見を聞き、どちらの証拠を認めるか判断する。証言は口頭によることもでき（両当事者が事業体である場合の例外的な対応として）、証拠となる証言は陳述書の一部にすることもできる。専門家による証拠は審問中に書面または口頭のいずれかで対応する必要がある。証拠の聞き取りが終わると、裁判は結審し、判決が下される。

判決および判決理由は書面による要望があれば、原告、被告を問わず送達される。原告および被告は第一審の判決に対し控訴ができる。第一審の手続きは2~3年かかる場合があるが、控訴の手続きは2年以内で終わることになっている。

2019年11月の民事訴訟法改正では、事業活動の範囲において、起業家間の民事関連事項に適用する新たな経済的手続きを規定している。企業活動を行う事業体が訴訟手続きの当事者である場合、特許権侵害事案はより厳格な複数の規則に基づいて審議されることになる。一方当事者が個人である場合でも、審理それ自体は知的財産にかかわる規則に従って行われ、両当事者間で行われる手続きも同規則により管理される。新たな証拠や事実が審理中に明らかになる場合は、期限が非常に限定され、多くの制約が適用されるため、その後の手続きに大きな負担となる。

また、一般的に知的財産の訴訟手続きでは可能であるとしても、企業活動を行う事業体間の係争中に、すでにある法令を根拠として請求額を上げる可能性については議論の余地がある。出頭命令が出た時点で必要となるすべての証拠や文書を集めなければならない専門家の代理人にとっては厳しいことである。

加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、裁判は裁判所内ではなくインターネットを活用して行われている。このことは例外ではなく、現在では標準的なもの

のとして扱われていると考えられる。ただし、インターネット経由の審理には長所と短所の両面がある。手続きは速くなるが、特に証人尋問で原告、被告ともに積極的な参加がしづらくなっている。手続きの速さやその効果は尋問を行う裁判官によるところが大きい。

3.3 裁判所や政府機関は、特許権の侵害・無効・執行不能の訴えを同時に扱うのか、それとも、無効や執行不能の訴えは、分離手続きにおいて別々の手続きで提起されなければならないのか。

ワルシャワにある知財裁判所（特許権侵害を扱う権限を有する唯一の組織）は、特許無効訴訟の審理は管轄しない。

すべての知的財産権（商標および工業意匠は除く）にかかわる無効の訴えは特許庁に対し別個に進める必要がある。特許庁の決定に対する控訴は地域の行政裁判所に、その後の上告は最高行政裁判所にそれぞれ申立てを行わなければならない。

3.4 特許権の直接侵害に相当する行為とはどのようなものか。

産業財産法第63条(2)に従い、侵害者による行為が登録特許の排他的権利の範囲内にある場合、特許権の直接侵害にあたる。

さらに、最近改正された産業財産法の特許権侵害に関する新たな定義によれば、特許権者は、第三者が自らの同意がなく、利益につながる方法、あるいは専門的な方法で（特許登録された製品の製造や使用、提供、販売、保存、倉庫保管、および前述の目的で当該製品を輸出入すること）当該発明を使用することを禁じることができる。この定義は、特許登録された製品および当該製品の取得方法の両方に適用される。

3.5 特許権の間接侵害や幫助侵害という考え方は存在するのか。存在するのであれば、そうした形の侵害にはどのような要素があるのか。

間接的な特許権の侵害等について、ポーランドの産業財産法では厳密に定義されていないが、第三者による排他的権利の侵害といえる場合がある。ただし、これを裁判所で証明することは非常に難しい。二者以上の当事者が侵害行為に積極的に関与し、最終的にはまぎれもない侵害となると思われる見返り（製品など）を明らかに企図した協力であることをすべての当該当事者が承知していた証拠がある場合、裁判所は理論的観点から侵害とみなすこともある。

3.6 特許権侵害に対する主な抗弁にはどのようなものが挙げられるか。

個別事案により抗弁の内容は異なる。最も一般的な方法は以下のとおりである。

- 侵害の申立てを行うこと。申立者が異議を裏付ける適切な証拠を提出することができる。できなかった旨の主張を含めることもできる。
- 特許権の主題をより速く使用すること。特許の優先権発生前に、ポーランドで善意により発明を使用している者は、自らの企業でもそれまで常に使用していたのと同じ方法でその発明を無料で使用することができる。
- 権利の消尽。製品のポーランドへの輸入、提供、販売、および製造、または発明方法の使用が、特許権者により、またはその同意を得て、EEAの域内ですでに販売されている場合は、侵害にあたらない。
- 特許特性の非侵害。クレームの字義通りの解釈や均等論により、侵害被疑者が使用する製品が特許により保護された特性を満たさないことを証明する必要がある。
- 特許の無効化。

- 出訴期間の満了。特許権侵害に対する訴えは3年で時効となる。出訴期間は侵害事案ごとに、特許権者が侵害の事実、また侵害者を確認した日から起算するが、侵害された日から5年間は除外される。

3.7 特許を無効とする主な根拠にはどのようなものが挙げられるか。

特許は以下の場合に（すべてまたは一部が）無効となる可能性がある。

- 発明が、新規性、進歩性、または産業上の利用可能性を欠いている
- 発明が、当業者が実現できる程度に完全にかつ十分な方法で説明されていない
- 当該特許が、出願範囲（または当初の出願範囲）の対象でない発明について登録されている
- 当該特許のクレームが、保護を求める主題を明確かつ正確な方法で特定していない
- 当該特許のクレームが、当該発明に関する説明により全く裏付けられていない

無効化の手続きを進めている当事者は、なぜ無効化が法律上の利益になるかについて明確にする必要はない。

3.8 特許権者は、係属中の特許の補正を求めることができるのか。

補正申請は可能であるが、特許権者には以下のいずれかの制限が課される。

- 異議申立期間中で、異議応答書送付前。
- 特許無効化申立期間中で、審問前。

特許権者は、ポーランド特許庁による判断前に、所定の期間内に特許明細書に関する説明書を提出し、個別の補正および補足を行うよう請求されることがある。実施しなかった場合は、手続きが停止されることになる。

また、権利保護を放棄する旨を書面で提出すれば、いつでもその保護範囲を制限することが可能である。

3.9 特許訴訟手続きにおいて技術的問題はどのように扱われるのか。

特許訴訟手続きにおける証拠は、文書、裁判所の専門家による意見、証人の宣誓証言、立入検査、または装置の検査である。文書の原本を裁判所に提出する義務はないが、その写しは当該当事者の代理人である専門家が真実かつ正確であることを確認しなければならない。裁判所の専門家は、関連技術に十分な知識がある者である（当事者はそれぞれの専門家の意見を示すことができるが、それは当該当事者の意見とみなされる）。証言は通常、審問中に審査されるが、証人による宣誓証言の書面での提出が必要になる可能性がある。

3.10 特許訴訟手続の開始前か係属中に、何らかの形での証拠開示手続き／公開や裁判所の指示による証拠押収／保全（証拠差押え等）が行われることはあるのか。

特許権者は証拠の確保を申請することができる。その申立ては非公開で審理される（両当事者は参加しない）。

裁判所は、侵害者または他の者から情報を得るため、以下の命令を下すことができる。

- 特許権を侵害する商品またはサービスの出所および販売網に対する仮差止め命令に必要な情報を侵害者に提供させること（特許権侵害の可能性が十分であると証明された場合）

- 特許権を侵害する商品またはサービスの出所および販売網に対する仮差止め命令に必要な情報を侵害者以外の当事者に提供させること（特許権侵害の可能性が十分にあると証明された場合）。ただし、以下において当該当事者に特許権侵害が認められることを条件とする。(1) 当該商品の保有、(2) 当該サービスの利用、(3) 当該活動で使用するサービスの提供、(4) 当該商品の生産、製造、販売、または当該サービスの提供に関与していると上記の当事者が指摘すること。

さらに、侵害者または第三者は、上述の活動を行うことにより、直接的もしくは間接的に利益や他の経済的便益を得ていた必要がある。原告は、指摘された証拠（銀行、財務またはその他業務にかかわる証拠）で、原告にとって極めて重要で相当な事実の証明につながるものの公開を被告に要求することもできる。被告には十分な時間が与えられ、裁判所に応答書を提出する。

3.11 異議申立手続きのシステムはあるのか。ある場合、特許訴訟システムとはどのように関わり合うのか。

異議申立手続きはポーランド特許庁で実施されるが、侵害事件は該当する裁判所が判断する。これら2つのシステムは互いに独立したものである。

3.12 特許訴訟を開始する前に充足しておかねばならない手続き上の重要なステップにはどのようなものが挙げられるか。訴訟を開始するにあたって何らかの出訴期間はあるのか。

裁判所に訴訟を提起する前に、和解（侵害停止要求状を14日または1ヶ月の期限を設けて送付する、などにより）の模索も推奨される。そのような行為は裁判所が認める総費用に影響はあるが、仮措置には影響しない。

出訴期間（3年）は侵害事案ごとに、特許権者が侵害の事実、また侵害者を確認した日から起算するが、侵害された日から5年間は除外される。

法廷での紛争解決に代わるもの、または仲裁人の存在も可能性として残されているが、特許訴訟を刑事裁判で争う場合、交渉の類を行う必要はない。和解に至らない場合、裁判手続きは原告が特許権侵害の状況にかかわるすべての明細書およびクレームを含む訴状を提起して開始される。それに加えて、訴えを裏付ける証拠も提出する必要がある。

3.13 特許権者が貴国の法域においてその権利の行使を求める場合、どのような選択肢が用意されているのか（特に国境措置）。

特許権者は、民事訴訟や刑事訴訟とは別に、国境措置を使用することができるが、適用させるためには、特許権者または同様の権利を持つ他の者がワルシャワ関税・税務管理局局長（Director of the Chamber of Customs and Tax Administration in Warsaw）に差止め申立書（AFA）を提出する必要がある、あわせて原告が排他的権利を有する証拠も裏付けとして必要である。

関税当局は、AFAにより特許権侵害が疑われるポーランドへの輸入品を差し押さえ、裁決権者にその旨を通知する。その後、裁決権者は侵害訴訟（民事および／または刑事執行措置）を開始することができ、物品は結審するまで差し押さえる。訴訟が開始しない場合、差押品は返還される。輸入者の同意が得られれば、関税施行規則は、差し押さえた物品を破棄するための簡素化された手続きも規定している。

3.14 特許権侵害訴訟を提起する適格性を有するのはどのような当事者か。特許ライセンス（実施権被許諾者）は、どのような状況下であれば訴訟を提起する適格性を有するのか。

特許権者、特許権の共有者、および専用実施権者は特許権侵害訴訟を起こすことができる。特許ライセンス（実施権被許諾者）もライセンス契約で特に規定がない限り、

訴えを起こす側になる。ただし、ポーランド特許庁が特許登録をしたうえで、独占的ライセンス契約を締結する必要がある。

3.15 特許訴訟手続きにおいて仮差止命令（PI）を申請することは可能か。

可能である。

仮差止命令に対する申立ては、侵害訴訟の開始前または同時に行うことができる。開始前に申立てが行われた場合、裁判所は主たる手続きを開始しなければならない期間内の期限を定める必要がある。当該期間は2週間以上かつ1ヵ月以下とする。期間内に手続きが行われなければ、差止命令は失効する。

仮差止命令の条件は以下のとおりである。

- 当該特許が侵害されているという信憑性の高い証拠
- 侵害訴訟に起因する訴えの正当性
- 差止請求における法的利益の存在（当該侵害行為の継続により、原告の資産に不可逆的な影響を与えるリスク、証拠の破棄あるいは証拠入手の遅延により、原告の訴えを妨害するリスクなど）
- 緊急性

3.16 特許権侵害に対する最終的な救済措置（金銭的および非金銭的）にはどのようなものが挙げられるか。このうち、最も一般的に求められる措置、最も一般的に命じられる措置とは何か。

金銭的救済措置には以下が含まれる。

- 利益の放棄
- 損害賠償（故意の特許権侵害である場合）
- ライセンス料相当額、または当該発明の使用にあたり特許権者から同意を得るために支払われるはずであった適切な報酬の支払い

非金銭的救済手段には以下が含まれる。

- 侵害者により保有または使用されている侵害製品、手段および材料にかかわる裁判所命令
- 残りの製品、手段および材料の引き渡しおよび破棄のための裁判所命令
- 当該特許を侵害する行為を禁止する裁判所命令（特許登録されている製品の製造、当該発明の主題を構成する製品または方法の使用、当該発明の主題を構成する製品の販売または輸入、当該特許登録された方法で直接得られる製品の提供、販売または輸入など）

最も一般的に求められる措置、最も一般的に命令される措置が何かを特定するのは困難である。

3.17 特許権侵害の損害賠償額は何に基づいて算定するのか。追加的または懲罰的損害賠償金を獲得することは可能か。

特許権侵害の損害賠償額の算定根拠は逸失利益または合理的な使用料である。裁判所が、ライセンスの公正な市場価値を計算し、当該特許を侵害している製品数を乗じて算出することができる。

3.18 敗訴当事者は、何に基づいて、どのような上訴手続きを取ることが可能か。

知財裁判所の判決を不服とする控訴（事実または法律の誤認）は 14 日以内に控訴裁判所に申し立てる必要がある。控訴の事実は勝訴側に伝え、当該異議に対する応答書を提出するため 14 日間の猶予があるようにしなければならない。

控訴裁判所は、申立人が第一審での証拠について申立ての申請ができなかったことを示すことができれば、証拠減縮手続きを実行することができる。賠償請求額が 5 万ポランドズロチ（約 12,500 米ドル）を下回らない場合、控訴裁判所の判決から 2 ヶ月以内に最高裁判所に棄却の上告をすることが可能である。

請求の秘匿性に関する裁判所の決定は、裁判所命令という形で行われる。判決文受領後 7 日以内に、事件の実情および法規定の誤認または適用を主張する反論の双方について異議申し立てを行う上訴を提出することが可能である。訴状の審問は両当事者による参加もなく、非公開で行われる。訴状は他方の当事者に送られ、その申し立てられた異議に対処し、訴状に対する応答を提出することができる。

3.19 特許権侵害訴訟手続きは通常、どのくらいの期間を要するのか。

特許権侵害訴訟は第一審で一般的に 2~3 年かかる。両当事者は、証拠、証人審問、および専門家意見に関する多くの申立てを行うことにより、手続きを戦略的に遅らせることができるが、新型コロナウイルス対策の実施により口頭審理の回数が減っているため、早期に判決が下されていることが分かる。

3.20 当事者は、第一審判決、仮差止命令申請、上訴手続きへと事件を進めていく上で、どのくらいの費用が発生すると考えておくべきか。

訴訟費用は、技術（例えば、生物工学および電子工学にかかわる特許事件は、薬品または機械にかかわる事件よりはるかに高額）および被告（特にその規模、および通常、訴訟をエスカレートさせる高額な法律事務所を雇う能力）によって大きく変わる。

標準的な事件では、仮差止命令（PI）および第一審にかかる費用は 10 万~20 万米ドルと異なる（手続きは約 4 年かかる）。上訴費用はもっと安価で、通常 3 万~5 万米ドルほどである。

裁判費用が回収されることはほぼない（法定上限費用は通常約 1 万~2 万米ドル）。

4. スロバキア共和国 (SK)

4.1 特許訴訟はいずれの裁判所が管轄するのか。

Bansカー・ビストリツァ地方裁判所が産業財産権にかかわる一審の専属管轄権を有し、 Bansカー・ビストリツァ地域裁判所が控訴審を担当する。

不正競争にかかわる訴訟では、 Bansカー・ビストリツァ地方裁判所、 プラスチラバ第一地方裁判所、 または コシツェ第一地方裁判所のいずれかが被告の所在地により裁判権を有し、 各地方裁判所を管轄する地域裁判所が控訴審を担当する。

最高裁判所は適格な非常上告を審理する。

スロバキア共和国特許庁 (IPO) または税関の最終判断について、 司法審査により異議が申し立てられる場合、 Bansカー・ビストリツァ地域裁判所の管理部門が裁判権を有する。 上告は最高裁判所が判決を下す。

憲法裁判所は違憲審査の申立てを審理し、 あるいは下級裁判所からの照会について対応する。

いずれの裁判所も EU 法にかかわる問題について、 欧州連合司法裁判所 (CJEU) に予備的な質問を照会することができる。

4.2 特許訴訟手続きの第一審は通常、どのくらいの期間を要し、どのような形式で行われるのか。

第一審の複雑さにもよるが、 判決に至るまで 1~2 年かかる。 初回審問は、 訴訟提起後 3~9 ヶ月で行われる。 審問は通常 2 回、 時に 3 回必要とされ、 各回は最長で 1 日、 通常は数時間で終わる。 なお、 口頭審理の回数に上限はない。

初回審問は多くの場合、 組織的に行われ、 一般に裁判所が当該事案でそれまでに提示された証拠の多くを採用し、 専門家を任命する流れとなる。 2 回目の審問では、 1 名または複数名の専門家が聴取され、 裁判所は判決を下すか、 休廷して専門家の証拠を十分検討するか、 他の専門家の意見を求めるかのいずれかの対応を取る。

工業所有権および不正競争の訴訟では通常の手続きに関する規則が適用される。

企業秘密または不正競争にかかわる訴訟の場合、 3 つの地方裁判所 (Bansカー・ビストリツァ地方裁判所、 プラスチラバ第一地方裁判所、 コシツェ第一地方裁判所) のうち被告の所在地を管轄する 1 つが裁判権を有する。

特許、 補充的保護証明書 (SPC) および実用新案にかかわる訴訟については、 Bansカー・ビストリツァ地方裁判所 (唯一裁判権を有する) で知的財産を専門にする裁判官が審問を行う。

すべての証人および専門家に対し、 反対尋問を行うことができる。 形式上は裁判官が質問を行うが、 実際には裁判官ではないことが多く、 原告および被告が証人または専門家に対して直接質問する。

侵害および損害賠償に対して判決を下すか、 裁判所が暫定的に侵害にかかわる評決を行うことで、 損害賠償に関する判決を侵害に関する上訴の審問後まで留保することができる。 侵害案件において損害賠償請求は一般的でなく、 差止命令を請求する単なる侵害訴訟として進める事件が多い。 損害賠償は後日、 別個の訴訟により請求されるが、 出訴期間には留意が必要である。

4.3 裁判所や政府機関は、特許権の侵害・無効・執行不能の訴えを同時に扱うのか、それとも、無効や執行不能の訴えは、分離手続きにおいて別々の手続きで提起されなければならないのか。

侵害の訴えは裁判所が判断する。裁判所は理論上、特許、SPC、または実用新案の有効性にかかわる問題に対処することができるが、これまでのところこれを拒否している。その場合、裁判所は当該権利またはその無効な一部の保護を拒否するため、登録原簿から当該権利を削除する命令を出すこともできない。

権利を無効化し、登録原簿から削除するには、IPOに申立てを行う必要がある。

裁判所は有効性に関するIPOの判断を待つが、常にではなく、また仮差止命令の訴訟中でない場合に限る。

有効性訴訟および侵害訴訟はそれぞれのペース（分離システム）で進められる。侵害に関する最終判断が特許権者に有利、かつ当該特許が後に無効となる場合、侵害訴訟は再審となる可能性がある。

4.4 特許権の直接侵害に相当する行為とはどのようなものか。

特許権または実用新案に対する直接的な侵害は以下のとおりである。

- 特許で保護された製品の製造、使用、提供、市場販売を行うこと、またはその目的で保管もしくは輸入すること
- 特許登録された方法の使用またはその提供
- 特許登録された方法で製造された製品の取扱い

被告の製品が特許登録された方法で製造されたものと同一で（保護された方法が使用された可能性が高く）、かつ特許権者が当該方法にかかわる証拠を入手できなかった場合、方法の侵害にあたと推定される。

4.5 特許権の間接侵害や幫助侵害という考え方は存在するのか。存在するのであれば、そうした形の侵害にはどのような要素があるのか。

間接的な侵害とは、被告が当該発明を実施していないが、他者に当該発明にかかわる重要な要素を提供、または提供を申し出る行為であり、当該重要な要素が合法的な使用を目的として市場で容易に入手されることはない。重要な要素の提供者は、特許法や実用新案法の適用免除、特に非商用使用や実験での使用にかかわる免除に基づく利益を得ることはできない。

軽微な差異があるものの、SPCにも同様に適用される。

特許、SPC、または実用新案に対する侵害への加担は道義に反するものであることから、侵害の助長を目的とするようなその他の行為（特許権の二次的侵害、または幫助侵害と呼ばれることがある）は、不正競争禁止事項に基づき取り締まられる。

4.6 特許権侵害に対する主な抗弁にはどのようなものが挙げられるか。

被告は侵害について多くの抗弁を提起することができる。

まず、被告側は先使用権者であると主張することができるものの、特許権侵害事件で効果的な反論とは言えない。先使用権が適用される範囲が明確でないままだからである。仮に適用されたとしても、継続的な権利行使が必須か、発明が改良された場合、先使用権と区別するのか、先使用権はどのように譲渡されるのか、など不明瞭な点がある。

次に、特許権の消尽という主張も可能な場合がある。特許権者が製品をEUおよびEEA（欧州経済領域）で展開すると、当該製品にかかわる特許は効力を失う可能性がある。これにより、同地域内で物品の自由な流通が可能になる。

強制実施権は侵害者に権利使用を認めるものであるが、IPOによる許諾が必要である。

標準必須特許（SEP）における公平、合理的、かつ非差別的な（FRAND）合意についても、特許権者が誠実な交渉に応じない場合に差止命令が無効になるかどうかについても、国内の判例法はまだない。現在の EU 判例法では厳格な規則が定められていないため、特許権者が誠実な交渉に応じない場合に、差止命令の請求が難しいのかどうかについても判断できない。

4.7 特許を無効とする主な根拠にはどのようなものが挙げられるか。

登録済権利も IPO への申請によって取り消すことができる。登録済権利の取消しは誰でも申請することができる。取消手続きは権利の存続期間満了後にも開始することができるが、この場合、申請者はそれを行う上で有効な法的な利益を示さなければならない。

裁判所は特許を取り消すことはできない。裁判所は特許の有効性の問題について取り扱うことができないと規定されている。

特許の取消しは以下の主張を根拠とすることができる。

- 特許要件が存在しなかった（先行技術に対する新規性や進歩性が欠如している、産業上の利用可能性が欠如している、外科的治療や薬物療法などで主題の技術的性質が欠如しているため特許性がないか、特許性が排除されている）。
- 当該発明が、当業者が実施できる程度に完全にまたは明確に記載されていない。
- 当該特許の出願範囲含まれない事柄が追加されている。
- 特許権者が発明者でも、法律上の承継人でもない。

実用新案も同様の理由で取り消すことができる。

4.8 特許権者は、係属中の特許の補正を求めることができるのか。

補正申請は可能であるが、有効性に関する手続きと侵害に関する手続きは分離して扱われることに留意しなければならない。したがって、原告が侵害訴訟で自身の特許を減縮する理由がなくなり、被告は IPO で当該特許の異議申立てをし、その後、補正手続きも IPO で進められる。原告は一定の条件において当該特許が一部無効であると認めることがあり、裁判所はそれに応じ当該特許の減縮された範囲についてのみ侵害の有無を審査することになる。

原告は IPO で自身の特許の減縮を申し立てることもでき、その場合、IPO は減縮理由の提示を求めない。

4.9 特許訴訟手続きにおいて技術的問題はどのように取り扱われるのか。

裁判官は全員法律の専門家であり、そのため技術的問題についてはその専門家または IPO に依拠して問題を解決する。裁判所は製品または方法が特許の保護範囲内にあるか IPO に判断を仰ぐこともできる。原告および被告はスロバキアの専門家が作成した専門家報告書を提示することができ、その報告書は裁判所が任命した専門家によるものと同じ重みを持つ。

裁判所は専門分野の 1 つに工業所有権を含む専門家の任命リストを管理する。IPO を退職した管理官または弁理士が専門家として名を連ねることが多い。裁判所は、そうした専門家を招聘し、特許または実用新案にかかわる訴訟について意見を求めることがよくある。ある製品または方法が特定の特許、SPC、または実用新案の保護範囲にあるかについての判断が仰がれることになる。

4.10 特許訴訟手続きの開始前か係属中に、何らかの形での証拠開示手続き／公開や裁判所の指示による証拠押収／保全（証拠差押え等）が行われることはあるのか。

特許権者は、本案訴訟の手続き開始前であっても、後に証拠の確保ができなくなるか、証拠の確保が非常に困難になるおそれがある場合には、証拠の差押えあるいは没収を裁判所に請求することができる。

手続き開始の前後を問わず、権利の侵害が申し立てられている製品およびそれに関連した文書の一部（サンプル）の仮差押えを請求することができる。その手続きは仮差止め命令の請求時と同様である。

第三者は、自らが侵害を認める場合を除き、裁判所からの要求があれば、裁判で利用できるように保有するあらゆる証拠を広く明らかにする必要がある。被告は証言を拒否することはできるが、裁判所から指示された証拠は明確に提示しなければならない。

被告は、侵害の範囲について情報提供を求められるが、事前予告はなく、侵害と判断された場合に初めて、情報開示の裁判所命令が被告に下る。

4.11 異議申立手続きのシステムはあるのか。ある場合、特許訴訟システムとはどのように関わり合うのか。

登録された特許は IPO または EPO（欧州特許庁）でのみ取り消すことができる。特許権の抹消は誰でも申請することができる。この申請は、そのための有効な法的根拠がある場合、特許権の消滅後でも行うことができる。EPO への異議申立期間は特許登録の公報後 9 ヶ月である。その後、特許権を抹消することができるのは、IPO を通してのみである。EPO に異議が申し立てられたか、その申立てが係属中である場合、IPO は国内での特許権抹消措置を猶予する。原告が同意すれば、裁判所は係属中の特許権侵害訴訟を猶予し、有効性に関する IPO または EPO の判断を待つ。

4.12 特許訴訟を開始する前に充足しておかねばならない主な手続き上の重要なステップにはどのようなものが挙げられるか。訴訟を開始するにあたって何らかの出訴期間はあるのか。

原告は、原告とその権利、被告とその侵害行為を特定し、前倒して管轄裁判所に請求を申し立てなければならない。ただし、その事案の第1回口頭審理が終了するまでに追加で意見書と証拠を提示し、確認を受けることができる。

裁判所ができるのは、侵害行為の継続または繰り返す恐れがある間に、差止め命令を下すことのみである。

損害賠償の請求は、侵害があってから3年以内か、金銭的補償の請求対象となる損害を認識してから、3年以内に行われなければならない。

4.13 特許権者が貴国の法域においてその権利の行使を求める場合、どのような選択肢オプションが用意されているのか（特に国境措置）。

訴訟とは別に、特許権者は域外市場または域内市場もしくはその両方において税関監視を登録することができる。登録すると、EU 市場に持ち込まれる対象製品（域外市場の監視）や、すでにスロバキア/EU 市場にある対象製品（域内市場の監視）を税関が押収するようになる。こうした監視により特許権者は、製品の輸送経路、輸入業者、保管場所を特定することができる。税関で押収された製品の破棄に被告が自主的に同意しない場合には、特許権者は法的手続きを開始しなければならない。

4.14 特許権侵害訴訟を提起する適格性を有するのはどのような当事者か。特許ライセンス（実施権被許諾者）は、どのような状況下であれば訴訟を提起する適格性を有するのか。

特許権者が訴訟を提起することができる。IPO によって実施権が登録されると、被許諾者も提起することができる。その実施権によって被許諾者にその権限が与えられているか、あるいは、被許諾者が特許権者に侵害または侵害のおそれがあることを通知し、特許権者がその通知から 1 ヶ月以内に提起しない場合にも同様である。

4.15 特許訴訟手続きにおいて仮差止命令 (PI) を申請することは可能か。

仮差止命令 (PI) は訴訟手続きの前または訴訟手続き中でも可能である。

PI 請求が認められるには、PI 請求者は以下を証明しなければならない。

- 本権利は有効であること
- 本権利は被告の行為により侵害されている可能性が高いこと
- 当該事案の状況全般に照らし、PI 請求が必要であること
- 請求者が享受する PI による利益が、被告による損害を超えないこと

権利の有効性の有無を理由として、裁判所が PI を否認することはない。

裁判所は 30 日以内ですみやかに判断しなければならないと法律で定められている。被告は PI 申請の事実を知らされておらず、またその棄却/拒否の判断も知らされない。実際のところ、ほとんどすべての事案で一方向的な判断となっている。

申請者が本案訴訟に勝訴したにもかかわらず、PI が否認される場合、PI 請求者はそれに伴う損害に厳格かつ無限責任を有する。EU 法、このような責任の取り方を禁じたと考えられる Bayer C688/17 における CJEU の判決の影響は今のところ不明である。

PI が出される場合、裁判所は保証金を請求することができるが、これはまれである。

4.16 特許権侵害に対する最終的な救済措置 (金銭的および非金銭的) にはどのようなものが挙げられるか。このうち、最も一般的に求められる措置、最も一般的に命じられる措置とは何か。

特許権者は以下を要求することができる。

- 侵害行為の停止 (製品の製造、提供、使用、処分、保管、輸入、その他の取扱いの停止など)
- 侵害を招いている状況の救済 (市場からの製品締め出し、製品の破棄など)
- 被告の費用負担による謝罪
- 生じた損害に対する補償 (逸失利益も含む)
- 侵害者が得た不当な利益の放棄
- 無形的不利益に対する適正な補償の支払い
- 被告の費用負担による判決内容の公表
- 侵害について被告が行う情報提供
- 手続きで発生した適正な実費および法定訴訟費用の受領

裁判所は物品の破棄命令を出す必要はなく、自らの判断の適切性を鑑み、謝罪の文面および公表範囲を決定する。

永久差止命令および製品リコールは一般的であり、概ねこれは認められる。破棄が求められることが多々あるが、これが認められない場合もある。損害賠償の請求は、不当利得の請求と同様にまれである。無形的不利益に対して適正な補償を求める場合があり、通常は認められるが、金額は少額である。

4.17 特許権侵害の損害賠償額は何に基づいて算定するのか。追加的または懲罰的損害賠償金を獲得することは可能か。

金額の算定方法の指示は通常、経済の分野に詳しい専門家に依拠しており、裁判所の役割は限定的である。確定・報告事例の件数が少なく、専門家によって手法も異なることから、法的指針などはない。

追加的および懲罰的損害賠償金は認められない。ただし、ライセンス料相当額として、裁判所はライセンス料より多額（倍額）の賠償金支払いを裁定することができる。特許権者にライセンスを供与する意図がなかったため、ライセンス料が適切でないと判断される場合、侵害者を罰する目的か、裁判所が命じる損害賠償支払に意義があるとみなす目的なのか明確にならない。

4.18 敗訴当事者は、何に基づいて、どのような上訴手続きを取ることが可能か。

工業所有権の事項にかかわる上訴は、一般的な訴訟手順の規則に基づき進められる。

特許、SPC、および実用新案にかかわる訴訟の場合、バンスカー・ビストリツァ地域裁判所が専属的裁判権を有し、3名の裁判官の合議体（セネット）が担当する。裁判官は全員法律の専門知識を有し、知的財産を専門としている。

上訴手続きでは事実と法律の双方に照らし、裁判官が証拠の信ぴょう性を審査し、手順に不備がないかを確認する。第一審の時点で証拠がなかったなどの例外がない限り、手続中に新たな証拠を出すことはできない。

4.19 特許権侵害訴訟手続きは通常、どのくらいの期間を要するのか。

仮差止命令は申立てから後、30日以内に発令されなければならない。通常、判決が出るまで3～6ヵ月かかる。本案訴訟の第一審は9～24ヵ月と見込まれ、当然の権利として認められている控訴審も同様である。非常上告は解決までに6～24ヵ月、違憲審査請求にかかわる申立ては12～24ヵ月、仮差止命令は1～6ヵ月を要する。

4.20 当事者は、第一審判決、仮差止命令申請、上訴手続き控訴審へと事件を進めていく上で、どのくらいの費用が発生すると考えておくべきか。

費用は特許の種類や原告、被告によって大きく異なる。主な費用としては、専門家報告書作成費用、実験室試験費用、翻訳費用、法的費用である。こうした費用は、法的費用は別として、勝訴した場合、全額回収される可能性がある。法的費用の回収額は審理／被告あたり、約1,000米ドル、第一審の手続きに要する費用はでは5万～10万米ドル、控訴審の場合はおおよそ5万米ドルと見込まれる。ただし、事件の複雑さで金額は変わる場合がある。

裁判費用は、損害賠償請求がない限り少額である。損害賠償額は回収可能な法的費用の算定にも影響する。

PIの申請を準備するのにも同様に費用が発生する可能性があるが、控訴審の準備費用は通常、最大で3万米ドルである。PIの申請を準備するということは、すなわち、本案訴訟の提出物には最小限の準備時間しか必要としないということである。

連絡先



Dirk Schüßler-Langeheine

パートナー、法学博士、弁護士、仲裁人

dschuessler@hoffmanneitle.com



Maximilian Konrad

法学博士、弁護士

MKonrad@Hoffmanneitle.com

HOFFMANN EITLE | Patent- und Rechtsanwälte PartmbB

Arabellastraße 30, 81925 Munich

Phone: +49 (0) 89 92 40 90

このレポートは、一般的なガイダンスのために作成されたものであり、専門的な助言ではありません。個別に専門的な助言を受けずに、このレポートに記載されている情報に基づいて行動しないようにしてください。このレポートに記載されている情報の正確性または完全性については一切表明するものでも、保障するものでもありません。また法律により認められている限りは、当事務所

(Hoffmann Eitle Patent- und Rechtsanwälte PartmbB)、その関係者、従業員および代理人は、このレポートに基づいて行為し、行為を差し控え、またはこれに基づいて決定を下したことにより生じた結果に対して一切、法的責任、責任又は義務を負いません。

このレポートは、2022年2月28日の時点で入手可能な情報に基づいており、同日以降に、今後または遡及して変更が生じる場合にはそれに従うものとします。

